

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正（案）等に対する意見募集等について

平成 27 年 7 月 22 日
原子力規制庁

1. 経緯

原子力規制委員会は、規制基準に規定する性能水準要求を満たす具体的な仕様として、民間規格について技術評価を行った上で活用することとしている¹。

この方針に基づき、日本電気協会が策定した「原子炉構造材の監視試験方法（JEAC4201-2007）」（以下「原子炉構造材の監視試験方法」という。）2013 年追補版について、原子炉構造材の監視試験方法の技術評価に関する検討チームにおいて、変更点等の技術評価を行い、技術評価書（案）を策定した。

2. 今後の対応（案）

以下の対応を行うこととしたい。

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 25 年 6 月 19 日付け原規技発 1306194 号。以下「技術基準規則解釈」という。）の一部改正（案）等及びそれに伴う意見募集の実施

原子炉構造材の監視試験方法 2013 年追補版の技術評価書（案）を適用するため、技術基準規則解釈を一部改正することとし、行政手続法に基づく意見募集を実施する。また、当該技術評価書（案）については、行政手続法に定める命令等に該当しないが、技術基準規則解釈の改正の技術的根拠となるものであることから、行政手続法に基づくものではない任意の意見募集を実施する。（資料 4 - 2）

- (2) 技術基準規則解釈の一部改正（案）の施行時における規制上の取扱い

原子炉構造材の監視試験方法 2013 年追補版の技術評価書（案）の適用に関する技術基準規則解釈の一部改正については、施行後、発電用原子炉設置者において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）に基づく工事計画に係る所要の手続きが必要となる。

一方、当該技術評価書（案）の適用は、監視試験片の関連温度移行量の予測手法を保守的な手法に変更するものであるが、現在運転状態にない場合や運転状態であっても現時点での関連温度に相当程度の余裕がある場合、安全上の影響は小さいものと考えられる。

このため、発電用原子炉設置者に対しては、原子炉の起動前に工事計画に係る所要の手続きを求めることとする。

¹ 「原子力規制委員会における民間規格の活用について」（平成 26 年 11 月 12 日原子力規制委員会）

なお、技術基準規則解釈の一部改正の施行時点で、起動している可能性がある原子炉については、一部改正の施行前に発電用原子炉設置者から安全性の確認に係る説明を受けるとともに、施行後速やかな（遅くとも施行後3か月以内）工事計画に係る申請を求めることとする。